

## 平成 29 年度 第 2 回石狩市健康づくり推進協議会

■日 時 平成 29 年 10 月 24 日 (火) 18 時 30 分～20 時 00 分

■場 所 石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

■出席者 下表のとおり

委員			職員 (事務局)	
役職	氏名	出欠	所属	氏名
会長	阿部 包	○	保健福祉部健康推進担当部長	上田 均
副会長	沢田 茂明	○	保健福祉部保健推進課長	武田 渉
委員	中川 賀嗣	○	保健福祉部保健推進課主査	廣瀬 芳江
委員	我妻 浩治	○	保健福祉部保健推進課主査	白川 晃子
委員	天野 真樹	○	保健福祉部保健推進課主査	竹瀬 麻紀
委員	江頭 裕二	○	保健福祉部保健推進課主査	笠井 剛
委員	大原 宰	×	保健福祉部保健推進課主任	田口 聖悟
委員	清野 和彦	○	保健福祉部保健推進課主事	氏家 峻
委員	清水祐美子	○		
委員	飯田 鉄蔵	○		
委員	大澤 順子	○		
委員	田制 恵子	×		
委員	犬上十美子	○		
委員	三国 義達	○		
委員	佐々木隆哉	○		

■傍聴者 0 名

## 1. 開 会

事務局：笠井主査

皆様こんばんは。

定刻まで少しお時間がありますが皆様おそろいですので、ただいまより、「平成 29 年度第 2 回石狩市健康づくり推進協議会」を開催いたします。

会長に議事進行をゆだねるまで、私、保健推進課の笠井が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、資料の確認をいたします。本日の資料は、事前に配付させていただきました、「協議会次第」をはじめ、「座席表」、「委員名簿」、「石狩市健康づくり推進協議会設置要綱」、そして、資料 1 から資料 4 をまとめた別冊の、「平成 29 年度第 2 回石狩市健康づくり推進協議会資料」となっております。別冊資料の表紙をめくっていただき、1 ページが、資料 1 「石狩市産後ケア事業【訪問型】について」、2 ページから 5 ページまでが、資料 2 「『石狩おせっかい俳句コンテスト』について」、6 ページから 11 ページまでが、資料 3 「『量るだけダイエット 100 日作戦』の実施状況について」ですが、ここで、資料の 9 ページの⑥の 1 から 4 までのグラフの作り込みにて、

修正がございましたので、大変お手数ではございますが、この後の議題「報告事項」の9ページに関する担当者からの説明の際には、本日お配りした修正後の9ページをご覧くださいたく思います。大変申し訳ございません。

資料の確認に戻りまして、最後の12ページが、資料4「妊産婦への交通費助成制度について」となっております。

このほか、報告事項のうち、先日開催いたしました「石狩いきいきフェスタ 2017」につきまして、本日、資料5として配布させていただいております。

もし不足、事前送付資料のお忘れなどがございましたら、事務局にお知らせ願います。

なお、以降の進行及び事務局員からの説明等につきましては、大変恐縮ですが座って進めさせていただきます。

ここで、事務局より本協議会の成立要件について、ご報告申し上げます。

本日は、大原委員と田制委員の2名の委員が欠席となっておりますが、委員定数15名のうち、13名の委員の出席を得ておりますので、設置要綱第6条第2項の規定により、本協議会は成立となることをご報告申し上げます。

それでは、協議会次第に従いまして、次第2の「協議事項」に移ります。本日の協議事項としましては、来年度、事業の充実を検討しております、「石狩市産後ケア事業【訪問型】について」と、本年12月1日から募集を予定しております、『石狩おせっかい俳句コンテスト』についての2件となります。

特に、来年度の予算編成に臨むにあたり、「石狩市産後ケア事業【訪問型】」では、本年、答申をいただきました、「宿泊型」に加え、新たに、「訪問型」の導入により、産後ケア事業の充実を図って参りたいと考えておりますことから、委員皆様からのご意見等につきまして、よろしくお願いたします。

## 2. 協議事項

**事務局：笠井主査**

それでは、以後の進行につきまして、阿部会長、よろしくお願いたします。

**阿部会長**

皆様、お疲れ様です。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは早速、次第に従い進めて参ります。

本日の議題は、次第2の協議事項としまして、「石狩市産後ケア事業【訪問型】について」と、「石狩おせっかい俳句コンテスト」について、また、次第3の報告事項として、1つ目は、「量るだけダイエット 100 日」作戦の実施状況について、2つ目は、妊産婦への交通費助成制度について、3つ目は、石狩いきいきフェスタ 2017 についてでございます。

以上、協議事項2件、報告事項3件となっておりますが、限られた時間でもございますので、皆様のお力をいただき、円滑な運営を心がけたいと思います。よろしくお願申し上げます。

まずは、協議事項の石狩市産後ケア事業【訪問型】について、事務局から、ご説明いただき、その後、本件に関し、皆様からのご意見などをいただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明願います。

**事務局：竹瀬主査**

産後ケア事業について、私から説明させていただきます。

この事業は、妊娠から出産、そして子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、今年 7 月に開始した子育て世代包括支援事業のメニューの一つとなっております。

今年の第 1 回石狩市健康づくり推進協議会で産後ケア事業【宿泊型】についてご協議いただき、7 月に開始したところですが、これまで 2 名の利用をいただいております。今後も安心して育児を続けていけるよう支援して参りたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

協議会資料の 1 ページ、資料 1 をご覧ください。

以前の協議会でご説明した資料と重複している部分もありますが、確認のため掲載をしています。

1. 産後ケア事業の目的についてですが、母親の出産後の身体の不調、分娩後のホルモンバランスの変化に伴う精神的に不安定な期間に、母親の心身の癒し、親子の愛着形成、育児不安の解消などを助産師等の看護職が中心となり、母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することです。

2. 産後ケア事業の種類については 3 つあり、事業の特徴は業務ガイドラインをもとにまとめました。上から順に説明させていただきます。

一つ目の「宿泊型」は 7 月に市が開始したもので、産科の病院や助産院、道外には数件ある産後ケアセンターに宿泊してケアを受けるといったものです。特徴は、ケアの時間が長く取れるため、授乳指導・栄養指導などが複数回できる。一般的にデイサービス型、訪問型と比較し利用料が高いとなっています。

二つ目の「デイサービス型」は、産科の病院や助産院などの一室で日帰りのケアを受けます。特徴は利用時間が制限されるため、十分なケアを受けることが難しい。一般的に宿泊型と比較し利用料が安いとなっています。

三つ目の「訪問型」は、助産師が利用者の自宅でケアを行います。特徴は、利用者の移動の負担が少ない。母子の家族関係や住環境を見ることができるので、生活全般の助言がしやすい。生活の場で指導を受けるので、その後の生活に活かしやすいとなっています。

宿泊型はすでに開始しておりますので、他、どのようなサービスが産後の母子に利用しやすいのかを検討したところ訪問型は、上の子がいるなど、外出しにくい母子が利用しやすく、困りごとをピンポイントで支援できるのではないかと。また、石狩市は地域特性として厚田・浜益区など遠方に住んでいる母子もいることから、利便性を考慮し訪問型が皆さんにとって受けやすいと考え、事業案を作成しました。

3. 平成 30 年度に向けて準備中の産後ケア事業（訪問型）についてをご覧ください。訪問型と宿泊型を並べ、ご説明させていただきます。

事業対象は、一つ目は生後4か月未満の子と母、二つ目は家族等から十分な支援が得られない方、三つ目は産後の心身の不調または育児に不安のある方で、宿泊型と同様の対象としています。

委託先は、市内事業所に委託をしたいと考えています。利用回数は5回まで、1回の訪問は基本1時間としますが、状況により最大2時間まで利用可能としました。希望により宿泊型、訪問型のどちらのサービスも利用できることとし、その場合は併せて5回まで、例えば宿泊型を3泊利用の場合は、訪問型を2回まで利用可能としました。

ケア内容は、母親には乳房ケア、休息、心身に應じたケア、赤ちゃんの発育発達に関すること、その他授乳や抱っこ方法等の育児手技、育児の不安や心配事の解消などを、母親の困りごとに応じて宿泊型と同様に行っていきたいと考えています。

また、自宅以外の要望がある場合には、訪問型の内容を、委託を予定しております市内事業所において、助産師により同様のケアが受けられるように柔軟に対応できるよう検討していきたいと考えているところです。

委員の皆様からご意見を頂き、事業案を固め、平成30年度予算に取組んで行きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

#### 阿部会長

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、これより、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

#### 大澤委員

平成30年度に向けての準備中の産後ケア訪問型についてですが、委託先が市内の事業所ということですね。この人員の確保に目処はありますか。石狩市はいろんな意味で人員が少ないと思えます。また、地域は広いので浜益区や厚田区の方から利用申請があった場合、人員の配置等の見通しは立っていますか。

#### 事務局：竹瀬主査

今、1件石狩市内に母乳育児相談室というところがあります。そこは助産師さんが開業しており、打診をしてみたところ厚田区・浜益区まで対応して下さるとのことです。人員としては、1名です。

#### 大澤委員

はい、わかりました。

#### 阿部会長

他にご意見、ご質問はありませんか。

**中川委員**

対象者は、生後4ヶ月未満ということですが、この4ヶ月という理由を教えてください。

**事務局：竹瀬主査**

4ヶ月にした理由は、赤ちゃんが生まれてケアを考えていた時に、生後1ヶ月前後で赤ちゃん訪問がありまして、その後、4ヶ月健診というところまで空白の時期ができてしまうので、4ヶ月健診になると私達もまたお会いする機会がありますが、それまでに空白の部分があるので事業自体を一番大変な、4ヶ月未満で考えさせていただきました。

**中川委員**

ありがとうございます。

**阿部会長**

一応4ヶ月までカバーすると、継続的支援ができるということですよ。  
ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問ございませんか。

**飯田委員**

ここの対象者の考え方というのは、あくまで申請があった方ですか。

例えば、出産時に家庭訪問をした際に、行政側として訪問した方がこれは継続支援が必要だということで事業を利用するのではなく、あくまで本人が手をあげない限りは事業を行わないといった制度ですか。それとも保健師さんが訪問した時に、支援が必要であると判断した場合、本人の申請が無くても行政として、事業の利用が出来るという形になるのでしょうか。

**事務局：竹瀬主査**

申請は必要となります。赤ちゃん訪問の時に皆さんにまずこの事業の周知をさせていただいています。その際にお母さんが精神的に大丈夫だろうかとか、育児がしにくいのではないだろうか、家族からの協力が得られていないのではないかななどの状況を見て、こちらで支援が必要と判断した時点で、積極的に紹介をして、利用していただくように働きかけることにしています。最終的には、必ず本人から申請をしていただくということになります。

**事務局：武田課長**

私から補足させていただきます。

この制度は、以前、産後ケアの宿泊型を導入していますが、この制度を導入するにあたって基本的に国から補助金をいただくような形になっていて、そのガイドライン上は利用者に利用料を徴収するのが前提になっているものですから、今回の事業も予算をとって制度導入するにあたっては、利用料がいくらかになるか決めて、利用者に利用料をいただくという形になります。

また、利用するにあたり、経費はかかりますので、事前に了解をいただいた上で、基本的には、

本人から申請があって利用ができる制度になっています。

**阿部会長**

先ほどのご説明では、行政側で必要と判断した場合には、申請を促すというか、そういう段階を踏んで、正式には、利用者に申請をしていただくという方向ですね。

他にご質問等ございませんか。

**大澤委員**

訪問型の質問ではないのですが、宿泊型の利用者 2 名ということですが、この方というのは、産院かどこかで産後ケア事業をやっていると知って利用されたのですか。

**事務局：竹瀬主査**

2 名のうち 1 名の方は、自分が利用していた札幌の医療機関で聞いて退院した時には利用したいと申し込みがあった方です。もう 1 名の方については、育児が大変であったところ札幌の友人が産後ケアを紹介してくれて、石狩市にもあったら利用してみたらと薦めてくれて、退院後 1 週間ぐらいで電話があり申請していただいた方です。

**清水委員**

利用回数のところで質問です。5 回という利用回数を決めた理由と、1 回目利用したら 2 回目を利用するのに続けて利用できるのか、それとも、間隔を空けないといけないのか教えてください。

**事務局：竹瀬主査**

まず、5 回と設けたのは、1 番最初に宿泊型の利用回数を決めたときに 5 日までというところがほとんどなく、周りの町より少し多くというところで 5 泊という設定をしました。

今回、訪問型について、他の町で 4 箇所事業を開始しているところがあり、確認したところ、1 番多いところでは、10 回までのところがありました。他の 3 町村については、ほとんどのところ 1 回から 2 回という回数でした。それであればまず 5 回の範囲内で自分で好きなように利用していただいてもいいのではないかと、というところで 5 回で開始をしてみようと考えました。

間隔については、お母さんの困りごとについてなので、その間隔が短くても 4 ヶ月未満までに間隔が空いても、それはお母さんのいいように利用していただきたいと思います。

**飯田委員**

宿泊型とデイサービス型のところに委託場所が書かれていますが、利用できる施設というのは、例えば石狩市民が出産した札幌市の医療機関で利用することはできるのですか。石狩市内の施設ですか。

**事務局：武田課長**

利用するにあたり施設と事前に契約をしないといけません、札幌市内の産婦人科で産後そのまま継続して、テイサービス型を利用できる場所は1件も無い状況です。そのようなことから札幌市も助産師会と契約して利用できるようにしています。私たちも宿泊型については、できれば市内で用意できればいいと思いますが、市内には受入施設が無いものですから、札幌市と同様に助産師会と契約し実施しています。

訪問型については、幸いにも石狩市内にもサービスを行っている事業所があり、地域事情に詳しく、石狩市という広いエリアでも利用者にとっては玄関まで来てくれるわけですから同じ環境で利用できる非常に便利な制度になっているのではないかと思います。市内の事業所と契約を結ぶ、そういう形で導入を考えています。

**阿部会長**

よろしいですか。それでは訪問型の事業化ということについてはご了承いただけたということで細かい点については、まだ詰めが必要かと思いますが、そういう確認をさせていただきたいと思います。

本件に関し制度内容は、今ご説明いただいた形で来年度の事業化に向けて進めていきたいと考えています。よろしくお願いします。

**阿部会長**

それでは、2点目の「石狩おせっかい俳句コンテストについて」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

**事務局：白川主査**

私からは、資料2、今年度の新規事業であります「石狩おせっかい俳句」コンテストについてご説明いたします。

本事業は、石狩市健康づくり計画（第2次）の休養・こころの健康分野のミッションに基づく事業であり、計画書の20ページに記載されておりますので、こちらをご参照下さい。

最初にこの事業の背景からご説明いたします。石狩市では、江戸時代末期に道央地区最古の俳句結社「尚古社」が結成されるなど、本町地区を中心に俳句が大変盛んに行われていました。この歴史的背景から、教育委員会では NPO 法人石狩市文化協会を主管とする実行委員会形式で、平成 17 年度より、全国規模の「俳句のまち・いしかり」俳句コンテストを継続的に実施しており、この「石狩おせっかい俳句」コンテストも、それにちなんで発案されたものです。

石狩市健康づくり計画（第2次）の18ページをご覧ください。今回の石狩おせっかい俳句のテーマが「おせっかいは、あったかい」である理由が、ここに記載されておりますので、中ほどの文章を読ませていただきます。

人が悩みを抱えて精神的に追いつめられた結果、うつ病になったり自殺に追い込まれてしまう背景にはさまざまな要因が複雑に関係していますが、そのひとつに、深刻な孤独感というものも

あります。周囲の無理解、無関心が孤独感を助長させているとしたら、「そんなに悩んでいるなんて知らなかった」「どうして言ってくれなかったの」と後悔する前に、ちょっと勇気を出して声をかけてみることで、救えるかもしれません。

「相手に気遣いを示すことで、助け合える社会を築きたい」との思いから、石狩市では「おせっかいは、あったかい」をスローガンとして、こころの健康を保てる社会を目指します。

また、この考え方の基になっているのは、国が自殺予防対策の一環として押し進めている「ゲートキーパー」であります。計画書の 19 ページをご覧ください。一番下の方に、ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話しを聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。と記載されております。

別冊資料の 4 ページの「誰でもゲートキーパー手帳」は、カラーで四つ折りにしますとこのような小冊子になります。厚生労働省の HP からダウンロードをして印刷できるようになっている一般市民向けの配布物です。ゲートキーパーには 5 つの役割がありますが、5 ページに記載されている、5 つうちの 4 つ気づき、声かけ、傾聴、見守りの部分で、今回の「石狩おせっかい俳句」のテーマと共通しているものと考えておりますので、ご参考までに資料とさせていただきました。

説明が長くなりまして申し訳ございません。ここからが、具体的な事業のご説明となります。

事業内容は、市民あるいは市内に通勤、通学する方から、思いやりの大切さを詠んだ俳句を募集し、大賞等を選定して、これから進めるこころの健康づくり対策、自殺予防対策、助け合える社会をつくるための啓発活動に活用していくというものです。

身近な誰かが悩んでいる時に、あたたかい言葉や気づかい、思いやりの気持ちを 5・7・5 の俳句で表現していただきたいと考えております。

ある職員の考えた俳句をご紹介します。例えば、「どうしたの、その一言で、明るい地域」というような俳句のイメージでございます。皆様ご存知の通り、俳句には本来「季語」というものが必要ですが、今回のテーマにおいては、季語を入れることが難しいと予想されます。もちろん、季語がある方が望ましいわけですが、NPO 法人石狩市文化協会の方にもご相談申し上げ、今回の応募に際しましては、季語のない俳句も受け付けることとして、多数の応募を期待したいと思います。

周知方法は、広報 12 月号でお知らせするほか、ホームページやあいボード等で広く行います。しかし、普段俳句に親しむ機会のない市民の方にとって、このテーマで俳句を作って下さい、考えて下さいと言っても難しいのではないかと懸念はあります。そのため、日ごろ俳句に親しんでおられる、市内の俳句の団体の皆様や NPO 法人石狩市文化協会の方にもお声かけをさせていただき、応募にご協力いただく予定でございます。市内には、俳句結社が 3 団体あるそうでございます。

募集期間は平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの 2 ヶ月間とし、賞の選定を 2 月から 3 月初旬に行います。

「石狩おせっかい俳句大賞」を始め、「優秀賞」「佳作」等の選定を、俳句協会等の専門の方にご依頼する予定です。

また、「石狩市健康づくり推進協議会賞」という賞を作りたいと考えておりまして、その選定方



法につきまして、今回皆様にご協議いただきたく存じます。

事務局といたしましては、2 月中に、この賞の選定のためだけに委員の方全員にお集まりいただくことは難しいと考えており、一つ目の案として、会長に一任、二つ目は、会長と委員の代表のどなたかにご依頼する方法、三つ目は、応募された俳句を皆様に郵送の上、各委員が優れていると感じた作品を FAX 等で事務局に返信して投票する形式を考えております。

また、応募が多数あった場合には、選定にかかる時間を短縮するために、専門の方にあらかじめ選定していただいた優秀賞の中から「石狩市健康づくり推進協議会賞」を選ぶことも可能であると考えております。

私からのご説明は以上となりますが、委員の皆様よりご意見等をいただき、「石狩市健康づくり推進協議会賞」の選定方法を決めていただきたいと思います。また、12 月、1 月には、俳句の応募にも是非ご協力下さいますようよろしくお願いいたします。

#### 阿部会長

ただいまの事務局からの説明と、提案がございましたが、賞の選定方法は、後ほど、ご意見を伺うこととしまして、まずは、事業の中身について、ご質問・ご意見をいただきたいと思います。

#### 犬上委員

これは小冊子か何かになるのですか。

#### 事務局：白川主査

小冊子等は考えていません。

#### 犬上委員

市民にはどのように PR するのですか。

#### 事務局：白川主査

広報や3月に心の健康講座というのを予定してしまして、その場での公表や広く今後の心の健康づくりの普及活動というのがあり、町内回覧で PR 用紙を回覧する際に掲載することを考えています。

#### 中川委員

基本的に賛成ですが、出されたものを全部そのまま掲載するという可能性はありますか。

#### 事務局：白川主査

応募がどのくらいあるのか、まだ見当が付きませんが、応募が多くない場合には、石狩俳句のまちコンテストでは、広報やホームページにも載せているものがありますので、その数によって

は載せられるかと思います。あるいは優秀賞だけという事もあるかと思います。

**阿部会長**

色々な方法があると思います。どうですか中川委員。

**中川委員**

私自身が心配していたのはちょっと反対で、読んで誤解されたりとか、そういうようなものがあつたときに、ちょっと心配ということで、その辺の配慮がどこかあつたほうがいいのではないかな。もちろんできるだけ表に出した方がいいとは思いますが。

**事務局：白川主査**

おっしゃるとおりで俳句結社ですとか、石狩文化協会の方にこの話を提案しました時に、日頃から作っている方は真剣に作るのだけれども、それ故に受け手の方がどう捉えるということを考えながら作らなければならないので、大変難しい作業であろうということはおっしゃっていました。気を遣いながら言葉を選びながら、誤解のない受け止めになるように作るであろうと言われました。

**阿部会長**

ありがとうございます。その点では、たぶん選ぶ時に結構配慮が必要かもしれません。俳句としてなかなか見事でも、今回の趣旨にちょっとふさわしくないようなものだと、俳句としての見事さはともかくということになるかもしれません。

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

**佐々木委員**

1 つ確認させていただきたいのですが、石狩文化協会との話し合いの中で季語が入っていないものを俳句と名乗るのは問題ないという話についてはついていますか。

**事務局：白川主査**

本来あつた方がいいですし、より専門の方はむしろ無季という言葉で季語のない俳句を作る場合もあるという事を聞いております。

**佐々木委員**

了解は得ているのですか。

**事務局：白川主査**

今回の場合は、やむを得ないのではないかという事です。

**佐々木委員**

わかりました。

**事務局：白川主査**

俳句結社の方達はおそらく季語をいれる形で、頑張ってくれるだろうということでした。

**阿部会長**

和歌の世界もかなり新しくなっていて我々が読むと、これが和歌というのがだいぶパーセンテージが上がっているかと思います。俵万智さんあたりからずっと変わってきているので、たぶん俳句はそれよりも遅れてきているかもしれないですね。それでも季語が無くても俳句と認めるような傾向はおそらく既にあるかと思っています。私なんか季語が無いとこれは俳句と呼べるのかと思わないでもないですが。

ありがとうございます。いかがでしょうか。

**阿部会長**

他に無いようですので、事業内容についての質疑応答を終了いたします。

次に選定方法についてですが、事務局から3つの提案がありました。

1つ目に、「会長に一任」2つ目に、「会長ほか、委員の代表とで選定」3つ目に、「委員全員の投票による選定」の3つの方法でした。

その他の選定方法なども含め、どのような選定方法とするか、ご意見をいただきたく思います。皆さんいかがでしょうか。

会長一任になると荷が重いので、たぶん2つ目か3つ目になるのではないかと思います。

先ほどの説明ですと2月から3月初旬、1月末が締め切りなので3月中に選定ということなので、2月3月初旬位に選定をしてという事があります。1月半くらいでしょうか。せいぜいその間に選定作業をするという事なので、その間に出来る選定方法ということですか。いかがでしょうか。

**犬上委員**

全員でFAXという話しですが、その場合は事前選考をした上で、例えば20句とか30句を全員にFAXをしていいと思った作品に丸をして、その丸の多い順にというような、どのような内容ですか。

**事務局：白川主査**

例えば50句も60句も、あまり多く読みこなすわけにはいかないので、応募が多数であった場合は、専門の方に絞り込んでいただいた15句とかその位の数のものを提示しまして、1つ或いは2つを選んでいただく中で、多い投票数のものが選べるかなと思っております。

**阿部会長**

よろしいですか。確かに 50 句もみんなもらっても困りますよね。一応、専門の方にとりあえず絞り込んでいただいて 15 句位に絞り込まれたものを、各選考委員が丸付けをして最終的に集計をしてということですね。いかがでしょうか。

**三国委員**

同数であれば会長に一任というところでどうでしょうか。

**阿部会長**

そうですね、同数も有り得ますよね。

ありがとうございます。そうすると先ほど提案した 3 つがありましたけど、会長他委員の代表とで選定をするか、委員全員の投票による選定をするかということですがどうですか、これは複数になればそれは大丈夫なのかなとは思いますがどうでしょうか。

**三国委員**

絞り込まれているのであれば、委員皆さんで決めるのはどうでしょうか。

**阿部会長**

応募された句の数にもよると思いますけどお手元に届くのはせいぜい 15 句位ということで全委員の方に投票していただくということで宜しいですか。一応締め切りを決めていただくので変な言い方ですが全員投票しなきゃならないというものではないかもしれませんね。督促が行くということは無いですか。

**事務局：白川主査**

無いです。

**阿部会長**

一応何月何日が締め切りになっておりますが、というご案内はいくかもしれませんがそれで宜しいですかね。

では 3 番目の委員全員の投票による選定ということで絞り込みを得たもの、お手元に届くのは 15 句位ということでさせていただきたいと思います。よろしいですか。

**全委員**

異議なし

**阿部会長**

ありがとうございます。

それではそういう形で三国委員が、触れていただいたとおり、もし万が一同数の場合は私と事務局とで調整をさせていただくということで宜しいですか。

ありがとうございます。

### 3. 報告事項

#### 阿部会長

それでは報告事項に移りたいと存じます。

1 点目の、「量るだけダイエット 100 日」作戦の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局：廣瀬主査

私からは、今年度からの新規事業であります「量るだけダイエット 100 日作戦」の実施状況についてご報告いたします。

資料 6 ページをご覧ください。事業周知は、広報 8 月号及び資料 6・7 ページの町内会回覧、新聞への掲載などを実施し、参加者数は 199 人となっています。

資料 8 ページをご覧ください。参加者の内訳は、表①のとおり男性 94 人、女性 105 人で、参加者の年齢は、③のグラフにお示ししていますが、60 歳代が最も多く、次いで 70 歳以上、40 歳代の順となっています。

グラフ④をご覧ください。肥満度を示す BMI が肥満に該当する BMI 25 以上の人の割合は、男性が 64.9%、女性が 60%となっています。

資料 7 ページをご覧ください。減量を支援する企画として、資料の下に記載しております「タニタによる健康セミナー」を開催し、140 人の参加がありました。量ることの大切さやバランスよく食べるコツなどをわかりやすく教えていただき、好評をいただきました。

続いて、資料 6 ページをご覧ください。「タニタによるセミナー」のほか、下段に記載している申込者特典の①内臓脂肪の測定から⑤の協賛店の特典やスポーツ施設の利用特典を実施していますので、各企画についてご説明します。

まず、内臓脂肪の測定ですが、参加者の 73%にあたる 146 人の利用がありました。内臓脂肪は、100 平方センチメートルを超えると脂肪細胞から分泌されるアディポサイトカインという生理活性物質のバランスが崩れて血圧や血糖値などを上げて血管にダメージを与え、動脈硬化を進めます。その結果、心臓病や脳卒中などを引き起こすリスクが上がります。

今回の内臓脂肪測定の結果について、本日差替えさせていただいた資料 9 ページのグラフ⑤をご覧ください。内臓脂肪面積が 100 平方センチメートルを超えているのは、男性が約 9 割、女性が約 7 割となっています。BMI との関係を見ると、男性ではグラフ⑥-1 のとおり BMI 25 未満でも 7 割以上が 100 平方センチメートルの基準を超え、BMI 25 以上となると 100% に近い結果となっています。女性は、グラフ⑥-2 のとおり BMI 25 未満で約 4 割、BMI 25 を超えると 9 割以上で基準を超えていました。また、腹囲と内臓脂肪の関係についてグラフ⑥-3 をご覧ください。男性は、メタボリックシンドロームの判定基準である腹囲 85 cm 以上の人の

86. 2%で基準を超えていました。女性では、腹囲90センチ以上の人の93.3%が基準を超える結果となりました。これらのことから、今回の事業対象者を肥満と判定される少し前のBMI23または、腹囲がメタボ該当となる人を参加対象者として設定したことは妥当であったと考えます。

次に資料10ページをご覧ください。食事のメール診断は、9月11日から29日まで募集して6人からの要望があり、藤女子大学の学生さんがバランスガイドに照らして食事診断を行い、結果をアドバイスしています。

資料11ページをご覧ください。資料のとおり栄養・運動講座など各種講座を実施しています。9月29日に開催した講座には23名、10月17日の講座は14名の参加がありました。

次に電子メールによる情報配信についてですが、希望者82名に対し、2週間毎に1回、イベント情報や応援メッセージを送っています。

スタンプラリーにつきましては、商店・飲食店・スポーツ施設など33のお店などに協力をいただいで実施しています。利用者は、12月19日までの期間中に協力店を利用して5個のスタンプを集めると500円の金券として利用できます。その他特典としては、スタンプラリー協力店において特別料金の設定やプレゼントなどの特典を行っており、スポーツ施設の利用特典として市民プールや総合型地域スポーツクラブアクトの優待やサンビレッジのトレーニングルームまたは緑苑台パークゴルフ場の無料券を提供しています。

そのほか、保健推進課で毎月行なっている健康相談を案内し、個別の相談も利用していただいています。事業の終了まで残り約2か月間、継続して取り組んでいただけるよう支援を継続してまいります。また、最終日の12月19日から3日間、内臓脂肪の再測定を行って効果確認を行うとともに1月末に表彰式を行う予定です。

#### **阿部会長**

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

#### **事務局：廣瀬主査**

私たちとしては、内臓脂肪の測定が思ったよりもすく利用していただけて、市民の方の関心があることがわかって測定の結果も、結構心配な人が多かったというところではこれを機会に、より健康づくりのきっかけとしていただければいいのかなと思っています。

#### **阿部会長**

ありがとうございます。ということは当初は200名近い人は受けないかもしれないと。

#### **事務局：廣瀬主査**

参加者が199名でそのうちの7割も測定にわざわざ来ていただいたというところでは、関心が高いということがわかりました。

**阿部会長**

わかりました。ありがとうございます。いかかでしょうか。  
参加して下さった方の生の声というものは入っていますか。感想みたいなものは。

**事務局：廣瀬主査**

なかなか痩せないですという感想を聞きます。  
量ただけでは痩せないです。少し痩せましたという方もいらっしゃいますが、今色々な事業をやっているの中でアンケートをとったり、お話を聞いたりということはさせていただいています。

**阿部会長**

たぶん、1 度受けるとまた来年あたりするとリピーターみたくになりますよね。初めて受けるのが肝心だろうと。

職場で感じているのは、むしろ 18 歳から 22 歳までの大学生は痩せることに気がいってそちらの方で心配な子がいたりします。メタボとか一切関係なく、その辺をどうするかということをして大学としては大きな問題であります。痩せたいという気持ちは非常に強い。必要な栄養を採っていないと思う子が多いわけではないですけど、たまににいるというのはありますよね。一般社会でもたぶん年齢層でそうだと思います。

**阿部会長**

他にございませんか。  
それでは、2 点目の報告事項に移りたいと存じます。  
「妊産婦への交通費助成制度」について、事務局より説明をお願いします。

**事務局：竹瀬主査**

妊産婦への交通費助成制度について、私からご説明させていただきます。12 ページの資料 4 をご覧ください。

1. 北海道「妊産婦安心出産支援事業」をご覧ください。この事業は昨年 4 月に導入され、新聞等で制度をご存知の方もいると思いますが、少し概要を説明させていただきます。

事業の目的は、分娩可能な産科医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身両面の負担や経済的負担が大きいことから、健康診査や出産にかかる経費について支援することで、安心して子どもを産むことができる環境づくりの推進が目的となっています。

対象は、分娩可能な医療機関がない市町村であって、かつ分娩可能な医療機関までの距離が 25 キロを超えることが条件となっております。距離に応じて、妊産婦健診と出産時の交通費や宿泊費が助成される事業ですが、石狩市は対象外です。

続けて、厚田区・浜益区の妊産婦の現状についてご説明させていただきます。厚田区・浜益区には分娩可能な医療機関がなく、妊産婦の健康診査・出産は、旧石狩市や札幌市への受診が必要

で、その移動距離は厚田区では片道 30 キロ以上、浜益区では 60 キロ以上もありますが、市内に分娩可能な医療機関があるため、助成対象市町村となっていない。現在の道の助成事業は、厚田区・浜益区のような地域事情をしん酌した制度となっていない状況です。

そこで、北海道内の市長で構成されている、北海道市長会に対し、本市から道等に対する制度改正に関する秋季要請案件を提出いたしました。先週、この件について北海道市長会総会に諮られた結果、正式に採択され、来月、北海道に対し「妊産婦安心出産支援事業」について、市町村合併や広大な土地の北海道の地域特性を考慮した制度になるよう要請が行われることとなりましたので、制度が見直しとなるよう期待しているところです。

今後、石狩市の妊産婦が該当になった時に、速やかに制度を利用できるように準備をしていきたいと考えています。

妊産婦への交通費助成制度についての報告は以上です。

#### 阿部会長

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

#### 天野委員

今の話を聞くと道からの助成がないと市の助成はしないという話ですか。

#### 事務局：武田課長

基本的に道が制度を作って、それに該当する市町村が事業の対象で市の持ち出しがないと補助金をもらえないということで、その制度に乗れられれば、すぐさま我々としてもやりたいところで、制度に石狩市みたいな合併した地域のようなところの町をひとつくりにして制度が出来たものですから、まず制度改正してもらおうというのが大前提だろうということで北海道に働きかけているということです。市長会を通して要請に入りましたので、基本はその順番を踏んで手続きに入り、補助制度に則って助成できればいいかと思っていますし、その後制度化が図られるタイミングもありますけれども、その状況によっては、別の検討もしなければいけないかなと思っていますけれども、現状としてはまず制度を作っていた中で活用していきたい。

先ほどの産後ケアもそうですけれども、妊産婦の出産を支える制度として我々もこういう別な部分でも活動を起こしてしまして交通費助成の中でも取り組んでいるということを報告させていただいております。

#### 天野委員

市町村で妊産婦もそうですが子供も補助金が入ってくる、入ってこないからできないとかではなくて必要であったらやってもいい話しであって、それで子供の医療費の助成もいろいろなどろで行っていると思いますが、市長会に要望してやっていくことは正しいことでそれは期待したいところですが、これに該当している道内の市町村をみると市町村で入っているところもありま



すが、5 万人以上の大きな都市は助成の対象になっていません。それに厚田区・浜益区の保育園児が少ない状況を考えるとそんなに財政的にかかる助成ではないのかなと思います。

道が石狩市を助成対象とするまで出来ないとかではなくて、もし必要があるのであれば市町村独自で行ってもいいのではないかなと思って聞いてみたところです。

**事務局：武田課長**

基本的なスタンスは、まずは北海道の制度改正を待って、対象地域など、北海道が定める枠組みの中で実施していきたいと考えているところです。市としては、地域の実情にあった制度改正が成されるよう、北海道へのアクションは当然必要であろうと思っていますし、制度の導入状況によっては、また新たな検討も必要であると考えているところです。

いずれにしても、予算が絡む事ですから、現状では明確なお答えは出来ませんが、北海道の制度化に至らなかった場合の対応も検討していくことで考えております。

**阿部会長**

ありがとうございます。天野委員がおっしゃるのはごもっともですが、自治体側としては、資金という使えるお金の枠組があるのでということにも通じるかもしれないと思いますね。

先程、説明にもあった通り、道の制度自体が、例えば市長村合併がなかったら適用されるのに合併されたばかりに適用されない地区があるというのはやっぱり制度の不具合ではないかということはあると思いますね。浜益区とか厚田区がもし石狩市に合併していなかったら、おそらく対象になりますよね。そのような問題は、結構いろんな場面で出てくるのだらうと思います。

独自にやるというのは、勿論素晴らしいことだと思いますが、それが出来ればいいのでしょうけど、独自にやってもやはり、制度がおかしいというのが本当は、筋が通っている順番なのかもしれないなと思いますが宜しいですか。

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

**飯田委員**

2 点。1 点目は、これは国保事業ではなくて、道の単独事業ですか。

**事務局：武田課長**

北海道の単独事業です。

**飯田委員**

もう 1 点、対象地域についてですが、分娩可能な医療機関がある市町村、例えば札幌市であった時に 25 キロを超える市町村というのは、隣接する市町村は、例え広大な土地を持っていても駄目だということですか。市町村をまたがなければいけないのですか。

**事務局：武田課長**

市内に 1 つでも分娩施設があると対象にならないです。広大でも。

**飯田委員**

分娩可能な医療機関がない地域の市町村で、そして分娩可能な医療機関がある市町村までの距離が 25 キロ離れているというのは、どこからどこまでの距離を言っているのですか。札幌市と石狩市になると隣接しているのだから、対象可能な分娩施設がない地域の市町村でしょう。

**天野委員**

石狩市は、分娩可能な医療機関が有るので対象外になります。

**阿部会長**

石狩市は、南北に長い地域ですよ。

例えば南北に長い石狩市の一番南に分娩可能な医療機関があり一番北側の地域でも補助対象にならないのです、ということでもいいですよ天野委員。

**天野委員**

現在、手稲の区域の近い所に分娩可能な医療機関があります。

**飯田委員**

ここでは、石狩市は分娩可能な医療機関の無い地域の市町村であるということですよ。

**阿部会長**

石狩市には、分娩可能な医療機関はあります。あるので厚田区とか浜益区から医療機関までの距離が 25 キロ以上離れていても対象外になってしまう。無ければ全然問題ないというわけではないですけども、制度の対象になるかもしれない。

**中川委員**

厚田区とか浜益区の方が利用できるようにしていくということですが、石狩市内中央部にいる方は利用できない形で作っていくことになりますか。

**事務局：武田課長**

対象地域の線引きが、北海道の線の引き方になりますので、石狩市がどのような線引きになるというのは、わからないところです。けれども、おそらく旧厚田地区、浜益地区という合併も含めた所で考えるとそういう地域ごとの設定になるのではないかと思います。

**阿部会長**

そうですね。

細かく何キロ以内とか何キロ以上離れている場合って、なかなかできないですね。

**事務局：武田課長**

市で先行導入の場合、線引きの市民理解や道が作った制度の枠とも変わることも考えられます。そういう問題もでてくることもあり先行導入には難しさがあります。

**阿部会長**

そうですね。実際に運用する時にも、多少何か問題がでてこないとも限らない、それもどこかで制度で決めてしまわなければならないので、道の制度を運用するのであれば道の制度に従うしかないと思います。

**飯田委員**

石狩市内には分娩施設があるので対象外になってしまう、しかし厚田区・浜益区の場合 60 キロも離れているのでその方を救うような制度にして下さいとなると、石狩市内の中でこの制度を利用できる人とできない人が市民で出るといえることですか。

**事務局：武田課長**

出る可能性はあります。

**阿部会長**

そうすると、石狩市はその中で 25 キロというライン引くのですか。それとも 30 キロというライン引くのですか。

**事務局：武田課長**

北海道の方で線引きをしますので 25 キロで線を引く方法や、厚田区・浜益区というような単位になる可能性もあるのではないかと思います。今は、わかりませんが、25 キロで線引きをすると石狩市民の旧石狩市域でも対象になったり厚田区の中でも対象外になったりなど、市独自で制度化は、かなり線引きの難しさが出てくるので、道の制度の中で線引きしてもらい、我々も一緒に補助するような形の方が、順番としてそれが素直に運用しやすい状況になります。しかしそれとは別に、利用者目線でいくと天野委員がおっしゃったように、道の制度が整わなければ別の検討も必要であるというのは、事務局側としては思っています。

**阿部会長**

よろしいですか。この種の問題というのは、線引き自体に関わる何かによって線引きするかではなくて、いずれにしてもどこかで線を引かなくてはならないので、極端な言い方をすると、隣

の家は対象だけど家は対象外みたいなことがどうしても起こります。それは、この種の区域を決める時には、仕方がないかなと、今より状況がかなり良くなるという捉え方をするしかないと思います。

**飯田委員**

たまたま合併をしたということで、厚田区・浜益区という対象区域が元々合併しないで非常に広域な地域自治体であれば、そういう合併の云々の理由もなくただ外れる場所が出てくるということですよ。

**阿部会長**

どうしても合併をする時に、色々な条件を全て勘案しながら合併するかしらないかを議論するわけではないので、仕方が無いと言えば仕方が無いですね。いかがでしょうか。

**天野委員**

北海道の実施要綱の制度はおわかりですか、片道距離が25キロから50キロの助成単価は、715円です。健診は合計20回位あり、厚田区・浜益区で1年間に10人も産まれていないような気がするので、そうしたら総額いくらかかかると考えたら、そんな厳しいところなのかなと思いついてみたところです。

**事務局：武田課長**

金額という問題というよりも、先程お話しした線引きの問題があり、合併した後に出来た制度ですから、その線引きは北海道でもらうとそのまま乗ることができる。

課題がお金だけではない中で、ここの進め方を検討していかなければならないなと思います。

**阿部会長**

よろしいですか。その他ございませんか。なるべく早くこれが実現するようということで努力をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

**阿部会長**

他にございませんか。

無いようですので、3点目の報告事項に移りたいと存じます。

「石狩いきいきフェスタ 2017」について、事務局より説明をお願いします。

**事務局：笠井主査**

私からは、「石狩いきいきフェスタ 2017 の開催について」をご報告させていただきます。

資料は、本日、配布させていただきました、「資料5」となり、二日間におけるフェスタの様子となっております。

委員の皆様へは、資料の事前送付にて、本フェスタのチラシも同封させていただいたところですが、先日、10月21日（土）と22日（日）の二日間にわたり、りんくるをメイン会場として、健康・福祉・介護などをテーマにフェスタを開催したところでございます。

昨年までは、「健康」をテーマに、保健推進課、スポーツ健康課、国民健康保険課で市が主催するフェスタとして行ってまいりましたが、今年のフェスタは、市民提案のもと、協働事業提案制度により、市内の医療機関、介護事業所、社会福祉協議会などに従事している方で構成する有志の団体、「いしかり医療と福祉のまちづくりひろば」、略称「いしまち」との協働による開催となり、「いしまち」としましても、これまでに、介護・福祉などをテーマに、専門職向けの研修会やフェスタの開催など様々な取組みを行ってきております。

この度の「いしまち」との共催という中で、市としましては、フェスタの開催目的を果たすと同時に、石狩市健康づくり計画の各ミッションを遂行するための機会として捉え、この度の市のテーマを、「笑いを通した、こころの健康」と題し、講演会では「脱パンツ健康法」でお馴染みの、五輪橋マタニティクリニックの丸山先生を講師に迎え、「笑いがもたらす健康効果」についてのご講演をいただいたほか、笑いヨガクラブ代表の植田先生の指導のもと、笑いヨガ体験を実施するとともに、参加者に対し、市からの情報提供や、各種事業のご案内をさせていただいたところでございます。

このほか、例年実施しております健康度測定などでも、大変多くの方に、ご参加をいただくことができました。

22日（日）では、本日委員として出席していただいている江頭委員には、昨年に引き続き、歯の健康コーナーを実施していただいたほか、「いしまち」メンバーでもある飯田委員におかれましては、二日間にわたり、石狩市防災マスターとして、心肺蘇生法などの救急応急処置講座を、

また、清水委員には、食生活改善推進員として、1日に必要な野菜量や野菜レシピの紹介などの展示コーナーにてご参画いただきました。改めてありがとうございました。

この度のフェスタでは、「いしまち」の方々や、目的に賛同いただいた、他の実行委員会メンバーから、それぞれの視点で、様々なアイデアが出され、より参加したくなるフェスタへと形を変え、参加者も延べ500人を超え、大変多くの方にご来場いただけたことで、市はもちろんのこと、「いしまち」の方々にとりましても、より多くの市民に健康や福祉、介護などについて、興味関心を持っていただけたフェスタとなったのではないかと、主催者メンバー一同、感じているところでございます。

最後に、この協働事業は、3年の事業となっていますことから、2年目となる来年度においても、より充実した内容のフェスタとなるよう、また、健康づくり計画の推進のため、より効果的な啓発活動が図られる機会として、来年度のフェスタ開催に向けて進めて参ります。私からは、以上です。

#### 阿部会長

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

**犬上委員**

映画を見に行った帰りに促されて歯っぴーライフコーナーを体験させてもらったんですけども、定期的に歯医者に通っている割にはその歯医者さんでは、口臭とか噛む力とかの検査をやったことがなくて、今回初めてやらせてもらったので、すごく良い取り組みだと思って自分の噛む力とか口臭がどのレベルにいるのかわかってすごく良かったです。

**事務局：笠井主査**

ありがとうございます。

**阿部会長**

ありがとうございます。江頭委員どうですか。

**江頭委員**

長年一般の開業医が口臭測定や咬合力測定は、機械が用意できていない。それで、今回歯科医師会から全部借りて行っているのが普通の個人の歯医者では、なかなか無いと思います。

**阿部会長**

そういう事実もアナウンスするともっと受ける人が増えると思います。

**大澤委員**

江頭先生、どういう感じの人が多かったですか。口の中の問題点とか。

**江頭委員**

こういうところに来る方は、だいたい問題ない方がいらっしゃいます。

**阿部会長**

人前に出るというか、問題あるとこっそりいくかもしれません。

そこが難しいところですかね。来年度のアナウンスをもうちょっとその辺、歯科医院で必ず受けられるわけではないというようなことも出すと受ける人いるかもしれませんね。

でも江頭委員、受ける人が増えても状態が良い人ばかりかもしれませんけれどもね。それはそれで良いですよ。

**江頭委員**

そうですね、全体的に良かったですよ。

**阿部会長**

そうですね。はい、ありがとうございます。

飯田委員も写真ですぐわかりますけど、やってみていかがですか。

**飯田委員**

毎年石狩市は石狩市、いしまちはいしまちで、いしまちはメイン的には認知症とか介護予防だとかそういったものを、テーマにやっていますけれども、やはり1日でやるとなったらここまでのメニューが無いのでどうしても人数が少ないですよね。そういった中では今回2日間にわたって石狩市の協働事業という中で私達も実行委員として関わったのですが、非常にたくさんの方が来ていただいて、江頭委員のところなんかすごく反響があって、やって良かったと今回はすごかったと。実行委員のメンバーも皆すごい、すごいと今までが寂しかったせいで、すごいですよねという声があがっていました。

**阿部会長**

そういった意味では、今回のタイアップというか石狩市と協力してやったというのが、1つの成果として現れているということですね。

**阿部会長**

他にございませんか。

無いようですので、これをもちまして報告事項は終了いたします。

**4. その他**

**阿部会長**

それでは最後に次第4の「その他」となってございますが、事務局より何かございますか。

**事務局：笠井主査**

次回の協議会開催のスケジュールについて、ご案内申し上げます。

現在、事務局で検討しているスケジュールとしまして、次回開催は、来年の4月から遅くとも6月中までの間で予定しております。

次回協議会では、「石狩市健康づくり計画（第2次）」に係る取組みについて、今年度の状況報告を予定しております。また、本日の「産後ケア事業【訪問型】」が、来年度、事業化となった場合には、本事業に係る自己負担額の在り方などについて、諮問させていただくことになるかと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

なお、次回の開催に際しましては、あらためて皆様の日程を調整のうえ、開催日を確定させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

私からは以上です。

**阿部会長**

それでは、全体を通して委員の皆様から何かございますか。

6. 閉 会

阿部会長

無いようですので、これもちまして、「平成 29 年度第 2 回石狩市健康づくり推進協議会」を閉会いたします。

遅くまで皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

平成 29 年 12 月 6 日 議事録確定

石狩市健康づくり推進協議会 会長 阿 部 包

